

クラス	C104	担当教員	<small>こん どう みち よ</small> 近藤 充代
			現代経済社会と消費者
		著書・論文 研究課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・『「持続可能な消費」によるフェアトレード』小木曾洋司・向井清史・兼子厚之編『協同による社会デザイン』（日本経済評論社、2019年） ・「適格消費者団体による不当表示の差止請求」別冊ジュリスト 234号『経済法判例・審決百選 [第2版]』（有斐閣、2017年） ・「第3章特定商取引法」他、杉浦市郎編『新・消費者法これだけは 第2版』（法律文化社、2015年）
ゼミナール概要			
キーワード：悪質商法、消費者法、消費者の権利、消費者行政			
<p><ゼミナールの目的> 消費者問題を題材として、以下の①から④について調査・分析し、みんなで議論するなかで考える力を養っていきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①どのような消費者被害が発生しているのか（＝現状分析） ②被害発生の原因は何か（＝問題の背景・原因の考察） ③被害にあった消費者を救済するためにはどのような手段があるか（＝問題解決の方法の学習） ④消費者被害を予防するために必要なことは何か（＝今後の課題の検討） <p><ゼミナールの内容とねらい> 私たちがよく耳にする消費者被害といえば、振り込め詐欺、架空請求、ワンクリック詐欺、悪質な訪問販売、キャッチセールス、アポイントセールス、デート商法、インターネットショッピング、さらにエステや化粧品による皮膚障害、健康食品による健康被害などなど、今日、きわめて多岐にわたります。 このような様々な消費者問題を解決するには、被害を受けた消費者を事後的に救済すること（消費者相談、クーリング・オフ権、裁判等）も重要ですが、さらに、消費者問題の生じてくる原因を構造的に把握し、消費者の権利を守るという視点から、行政による規制や消費者教育をも含めた広い意味での被害の事前防止システムを作っていく必要があります。 ゼミナールでは以上のように消費者問題を広い視野からとらえ、学んでいきたいと思えます。</p> <p><学習方法・計画> 2年生後期…消費者問題の概要を知ることには主眼を置き、テキストに沿って学習を進めます。テキストの担当箇所を分担し、レジュメを作成して報告してもらい、意見や疑問点を出し合って議論します。 3年生前期…各自が関心を持った消費者問題をテーマとして、現状分析、問題の背景・原因、問題解決の方法等について調べた結果を報告してもらい、みんなで議論します。 後期…ゼミで学んだことをもとに消費者啓発のためのゲームやクイズを作成し、「放課後子ども教室」や大学祭で啓発活動を行います。また、前期の学習を継続し、レポートにまとめます。 4年生前期・後期…各自の選んだテーマについての学習をさらに深め、卒業論文（15,000字程度）にまとめます。また、時事的な消費者問題の資料や映像も適宜使って学習していきます。 * 消費生活センターの見学、裁判所見学（裁判の傍聴）なども行います。</p>			
使用テキスト		担当教員からのメッセージ	
<ul style="list-style-type: none"> ・国民生活センター編『くらしの豆知識（2019年度版）』 ・杉浦市郎編『新・消費者法これだけは 第2版』（法律文化社、2015年） 		<ol style="list-style-type: none"> ①どんな意見でも、自由に言い合える雰囲気をお願いしています。 ②「放課後子ども教室」や大学祭に積極的に参加してください。 ③エントリーシートには、(a) 現時点でどんな消費者問題について関心があるか？ (b) どんなゼミにしたいか？ (c) 自分はこのゼミに入ったらどんなことで貢献できるか？ について記入して提出してください。 ④入ゼミ希望者は必ず合同説明会に参加して、事前相談、自己アピールをしてください。 	